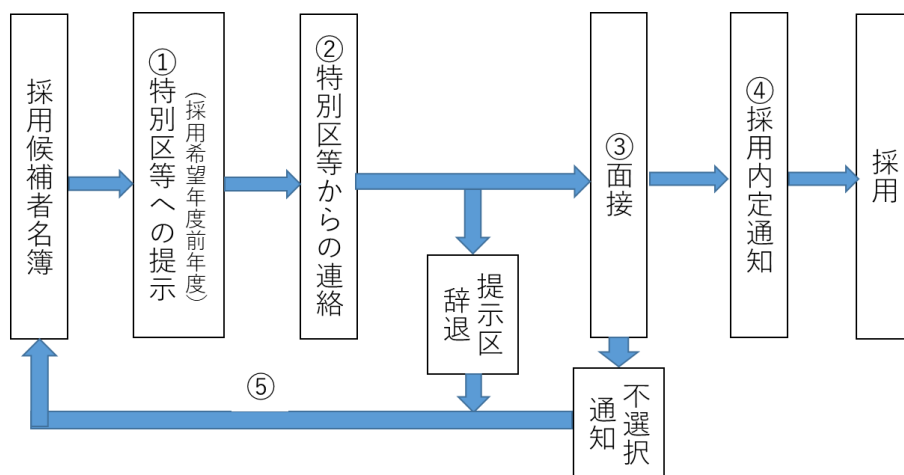


令和6年度・令和7年度 I類採用試験【春試験・秋試験】

名簿登載者の方へのお知らせ

令和6年度又は令和7年度 I類採用試験【春試験・秋試験】に最終合格され、現在も「採用候補者名簿」に登載されている方の今後の提示の流れや注意事項等は、以下のとおりです。

1 今後の流れ



特別区人事委員会は、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）からの請求に基づき、採用候補者全員をいずれかの特別区等へ高ポイント順に提示します。その際、原則として採用候補者の希望区等を考慮し提示します。

提示は、受験申込時に選択いただいた**採用希望年度の前年度**に行います。

（例：令和9年度採用希望の場合、令和8年度に提示します。）

また、採用希望年度の前年度提示にて選択されず、前年度に引き続き名簿に登載されている方には、名簿の有効期間内において**その翌年度に引き続いて、欠員状況に応じた提示を行います**。令和8年度に行う提示においては、令和9年度の採用を希望している方（採用希望年度変更等を行っていない方）が対象となります。なお、特別区等の欠員状況によっては提示がされない場合があります。

2 希望区の変更について

令和8年度の提示において希望区の変更を希望する場合は、**令和8年度 I類採用試験【春試験】の申込期間中***に「希望区変更届」を特別区人事委員会事務局へ郵送してください。様式は特別区人事委員会公式ホームページ（以下ホームページ）から提出可能期間中ダウンロードいただけます。

変更ができるのは各年度1回のみです。同年度に重複して提出した場合は最初に到着した希望区変更届を有効とします。なお、1度提示され不選択等となった特別区等について、変更届をもって希望区とした場合でも、原則、同一名簿上から再度提示されることはありません。変更に当たっては、各年度の各区・組合の採用予定等について、令和8年度 I類採用試験【春試験】採用案内をご確認ください。（職種によっては年度により各区・組合の採用予定がなくなる等変更があります。）なお、江戸川区から他区・組合及び他区・組合から江戸川区への希望区の変更はできません。

※令和8年度 I類採用試験【春試験】の申込期間：

令和8年3月6日（金）～令和8年3月23日（月）消印有効

3 名簿削除の申出について

現在登載されている採用候補者名簿からの提示を望まない場合には「名簿削除申出書」を特別区人事委員会事務局へ提出してください。様式はホームページからダウンロードいただけます。

なお、**令和6年度・令和7年度 I類採用試験【春試験・秋試験】の採用候補者名簿に登載されている方は、令和8年度に実施する I類採用試験【早期SPI枠・春試験・秋試験】、経験者採用試験・選考【春試験・秋試験】に申し込むことはできません。**上記の試験の受験を希望する場合も、「名簿削除申出書」をご提出ください。

4 提示区辞退の申出について

令和7年度から、他の特別区等への提示の希望等のため、提示された特別区等を辞退する「提示区辞退届」の提出期限を、提示された特別区等での面接実施後、合格の連絡がある前まで（採用希望年度変更届と同様）としています。合格連絡以降、提示区辞退・採用希望年度変更はできません。合格した特別区等を辞退する場合は、「名簿削除申出書」を提出してください。

5 令和8年度 提示の実施時期等について

令和8年度の特別区等への提示は、I類採用試験【春試験】の最終合格発表日*を1回目として複数回行う予定です。2回目以降の提示予定日や提示方法等の詳細については、I類採用試験【春試験】の最終合格発表日にホームページで公表予定の「令和8年度I類採用試験【春試験】採用候補者の皆さまへ」をご確認ください。

また、令和6年度・令和7年度I類採用試験【秋試験】名簿登載者の方で令和8年度に提示される方は、I類採用試験【春試験】の提示日程に合わせて提示されます。

なお、提示の有無に関する問合せには応じられません。

※令和8年度I類採用試験【春試験】の最終合格発表日：

令和8年7月15日（水）《土木造園（土木）・土木造園（造園）・建築・機械・電気》

令和8年7月24日（金）《事務（一般事務）・事務（ICT）・福祉・心理・

衛生監視（衛生）・衛生監視（化学）・保健師》

6 福祉・心理・衛生監視（衛生）・保健師の職種で最終合格された方へ

《受験資格の取得について》

受験時に資格等を取得見込みであった方は、受験年度の試験案内に記載の期日までに取得等ができない場合、受験資格を満たしません。下記問い合わせ先にご連絡の上、「名簿削除申出書」を特別区人事委員会事務局へ提出してください。

7 採用候補者名簿の有効期間の変更について

令和8年度から、特別区職員I類採用試験【春試験・秋試験】における採用候補者名簿の有効期間を以下の通り変更していますが、令和6年度・令和7年度のI類採用試験【春試験・秋試験】における採用候補者名簿の有効期間に変更はありません。

		令和8年度から	
試験名	名簿の有効期間	試験名	名簿の有効期間
春試験	3年間	春試験	1年間
秋試験		秋試験	2年間

問合せ先

特別区人事委員会事務局任用課採用係 〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1

【電話】 03-5210-9787

※受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

※採用候補者ご本人がお問い合わせください。



ホームページ

【ホームページ】 <https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>